自動車貸渡約款

第一章　総　　則

（適用範囲）第一条

1　当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2　当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第二章　予　　約

（予約）第二条

1　借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者氏名、連絡先、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。

2　当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

（手配代行者）第三条

1　借受人は、前条第１項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2　借受人は予約の変更をする場合、１度キャンセルをし、キャンセル料金のお支払を命じます。キャンセル料金は借受開始日時より起算して６日前から下記の通り料金を適用します。
　ご出発の７日以上前・・・・・・・・無料　ご出発の６日～３日前・・・・・・・・・・・・・・総額の20%　ご出発の２日前・・・・・・総額の30%
　ご出発の前日・・・・・・・・・・・・総額の50%　当日、及び乗車時間を過ぎた場合・・・・総額の100%
　※台風・降雪などの不可抗力により、ご予約便が遅延・欠航した（する）場合は、キャンセル料無料とします。

（予約の取消等）第四条

借受人は、当社の承諾を得て予約を取り消すことができます。

1　借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を連絡無しに１時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。

2　前１項の場合、借受人は、下記に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

3　当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。

4　事故、盗難、不返還、リコール等の事由又は天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。違約金・キャンセル料金は借受開始日時より起算して６日前から下記の通り料金を適用します。
　ご出発の７日以上前・・・・・・・・無料　ご出発の６日～３日前・・・・・・・・・・・・・・総額の20%　ご出発の２日前・・・・・・総額の30%
　ご出発の前日・・・・・・・・・・・・総額の50%　当日、及び乗車時間を過ぎた場合・・・・総額の100%
　※台風・降雪などの不可抗力により、ご予約便が遅延・欠航した（する）場合は、キャンセル料無料とします。

（代替レンタカー）第五条

当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、借受人に対し、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。

1　借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。

2　借受人は、第１項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

3　前項の場合において、貸渡すことができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときには第４条第４項の予約の取消しに準じて取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還致します。

4　第２項の場合において、貸し渡すことができない原因が、事故、盗難、不返還、リコール等の事由又は天災その他当社の責に帰さない事由によるときには第４条第４項の予約の取消しに準じて取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

（免責）第六条

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第４条及び第５条に定める場合を除き、相互に何ら請求をしないものとします。

（予約業務の代行）第七条

1　借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」といいます。）において予約の申込みをすることができます。

2　代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、第３条及び第４条にかかわらず、その代行業者に対してのみ予約の変更または取消しを申し込むことができるものとします。

第三章　貸渡し

（貸渡契約の締結）第八条

1　借受人は第２条第１項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款・料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができないレンタカーがない場合、借受人若しくは運転者が第９条第１項又は第２項各号のいずれかに該当する場合、又は借受人が第３項その他貸渡契約に関して必要な借受人の情報の提供、利用を同意しない場合を除きます。

2　貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第１項に定める貸渡料金を支払うものとします。

3　当社は、監督官庁のレンタカーに関する基本通達（自旅第138号　平成７年６月13日）の２（10）及び（11）)に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第14条第１項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注１）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証写しを添付する義務があるため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人又は借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求め、及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとします。（注１）運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の２に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

4　当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提示を求め、及び提出された書類の写しをとることにより、借受人及び運転者はこれに従います。

5　当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求め、借受人及び運転者はこれに従います。

6　当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することができます。

（貸渡契約の締結の拒絶）第九条

1　借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。
　(1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
　(2) 酒気を帯びていると認められるとき。
　(3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
　(4) チャイルドシートがないにもかかわらず６才未満の幼児を同乗させるとき。
　(5) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。

2　借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
　(1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
　(2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
　(3) 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があったとき。
　(4) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第18条第７項又は第23条第１項に掲げる行為があったとき。
　(5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
　(6) 別に明示する条件を満たしていないとき。
　(7) 運転経験が半年未満の場合。

3　前２項の場合、借受人の都合による予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人は、第４条第３項に準じて予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、借受人から予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

（貸渡契約の成立等）第十条

1　貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2　前項の引渡しは、第２条第１項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

（貸渡料金）第十一条

1　貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠等を料金表に明示します。
　(1) 基本料金　　(2) 免責補償料　　(3) 特別装備料　　(4) 燃料代　　(5) 配車引取料　　(6) その他の料金

2　基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第14条第１項において、も同じとします。）に届け出て実施している料金によるものとします。

3　第２条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い方の貸渡料金によるものとします。

（契約内容の変更）第十二条

1　借受人は、貸渡契約の締結後、第８条第１項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2　当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

（点検整備及び確認）第十三条

1　当社は、道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

2　当社は、レンタカーの貸し渡しにあたり、道路運送車両法第47条の２（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。

3　借受人又は運転者は、前２項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

4　当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

（貸渡証の交付・携帯等）第十四条

1　当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

2　借受人又は運転者は、レンタカーの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。

3　借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

4　借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第四章　使用

（管理責任）第十六条

1　借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

（日常点検整備）第十六条

借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の２（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

（禁止行為）第十七条

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
　(1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
　(2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第８条第３項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
　(3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
　(4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
　(5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
　(6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
　(7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
　(8) レンタカーを日本国外（沖縄県にあっては離島）に持ち出すこと。
　(9) 前各号の他、貸渡契約に違反する行為を行うこと。

（違法駐車の場合の措置等）第十八条

1　借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの請費用を負担するものとします。

2　当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3　前項の場合、当社は、借受人又は運転者に対し、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとします。確認できない場合には、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求めることができ、借受人又は運転者はこれに従うものとし、また当社が定める駐車違反違約金を当社に対し速やかに支払うことに同意します。

4　当社は、当社が必要と認めた場合は、警察および公安委員会に対して自認書及び貸渡証等の資料を提出することができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

5　借受人又は運転者が所定の期間内に駐車違反に係る反則金又は諸費用を納付せず、当社が当該駐車違反に係る放置違反金又は諸費用（借受人又は運転者の探索やレンタカーの引き取りに要した費用を含むが、これに限られない）を負担したときは、借受人は当社に対し当社が負担した一切の費用を賠償するものとします。なお、借受人又は運転者が、第３項に基づき駐車違反違約金を当社に支払っている場合は、その額を限度として、放置違反金または諸費用の賠償義務を免れるものとします。

6　借受人又は運転者が、第３項に基づき駐車違反違約金を当社に支払った後、借受人又は運転者が罰金又は反則金を納付し、当社にその納付書、領収書等を提示した場合、又は当社が放置違反金の還付を現実に受けたときは、当社はすみやかに受取った駐車違反違約金相当額から返金に要する費用を差引いた金額を借受人又は運転者に返還します。

7　当社が第５項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期日までに第５項の請求額を支払わないときは、当社は借受人若しくは運転者の氏名、住所、運転免許証番号等を社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」といいます。）に登録する等の措置をとるものとします。

8　第７項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたことにより放置違反金納付命令が取り消され、又は第５項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

第五章　返還

（返還責任）第十九条

1　借受人又は運転者は、レンタカーを借受開間満了時に所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2　借受人又は運転者が前項に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。

3　借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受開間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

（返還時の確認等）第二十条

1　借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。

2　借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

3　借受人は未清算の貸渡料金等がある場合は、レンタカー返還時までにその清算を完了しなければならないものとします。

4　前項のほか、レンタカー返還時において、ガソリン・軽油等の燃料が未補充（満タンでない）の場合には、借受人は、料金表に従い算出した燃料代を支払います。

（借受期間変更時の貸渡料金）第二十一条

借受人は、第12条第１項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

（返還場所等）第二十二条

1　借受人又は運転者が第12条第１項により所定の返還場所を変更したときは、借受人は、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

2　借受人又は運転者が、第12条第１項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、借受人は、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×200%

（不返還となった場合の措置）第二十三条

1　当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、社団法人全国レンタカー協会に対し、不返還被害報告をする等の措置をとるものとします。

2　当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。

3　第１項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第六章　故障、事故、盗難等

（故障発見時の措置）第二十四条

1　借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

（事故発生時の措置）第二十五条

1　借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
　(1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
　(2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
　(3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
　(4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

2　借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、解決するものとします。

3　当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

4　自損事故（当て逃げ含む）等で 車両損害が生じた場合には、キズ・ヘコミの大小に係わらず、営業保証の一部として違約金（ノンオペレーションチャージ）を申し受けます。
　①自走可能な場合で予定の営業所に返還した場合・・・・・・・・・・・・・20,000円（ハイクラスは 50,000 円）
　②自走不可能な場合、予定の営業所に返還できなかった場合・・・・50,000円＋レッカー代（借受人実費）（ハイクラスは 100,000 円）

（盗難発生時の措置）第二十六条

1　借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
　(1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
　(2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
　(3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

（使用不能による貸渡契約終了）第二十七条

1　使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

2　借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第３項又は第５項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

3　故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第５条第２項を準用するものとします。

4　借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

5　故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

6　借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第七章　賠償及び補償

（賠償及び営業補償）第二十八条

借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

（保険及び補償）**第二十九条**

借受人又は運転者が第28条第１項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。
　(1) 対人補償　１名限度額　　無制限
　(2) 対物補償　１事故限度額　無制限：免責額５万円（ハイクラスは 100,000 円）
　(3) 車両補償　１事故限度額　時価額：免責額５万円（ハイクラスは 100,000 円）
　(4) 搭乗者補償　3,000 万（１名につき）
　　医療保険金部位・病状別定額払
2　前項に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とします。

3　損害保険及び補償制度の免責分については、借受人の負担とします。

4　警察および当社営業店（営業所）に届出のない事故、貸渡後に第９条第１項各号若しくは同第２項各号のいずれかに該当して発生した事故、または第17条各号のいずれかに該当して発生した事故による損害、その他借受人がこの約款に違反した場合については、借受人は損害保険および当社の補償制度による損害てん補が受けられないことがあります。

5　前３項のほか、損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合、第１項に定める保険・補償は適用されないものとし、これら損害については、借受人がすべて負担します。

第八章　解除、解約

（貸渡契約の解除）第三十条

当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第９条第１項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

（中途解約）第三十一条

1　借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2　借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。
　中途解約手数料＝（貸渡契約期間に対応する貸渡料金－貸渡から解約までの期間に対応する貸渡料金）×50%

第九章　情報の登録と利用

（乗逃げ、駐車違反等の登録及び利用の同意）第三十二条

借受人又は運転者は、第18条第７項又は第23条第１項のいずれかに該当することとなった場合は、当該事実及び借受人又は運転者の氏名、住所等を含む情報が、全レ協システムに７年を超えない期間登録されること並びにその情報が社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

第十章　雑則

（相殺）第三十三条

当社は、この約款に基づく借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

（消費税、地方消費税）第三十四条

借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税、地方消費税を当社に対して支払うものとします。

（遅延損害金）第三十五条

借受人及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率12.8%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

（邦文約款と英文約款）第三十六条

当社が英文約款を定めた場合、邦文約款と英文約款の内容に相違があるときは、邦文約款によるものとします。

（細則）第三十七条

1　当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

2　当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店（営業所）に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

（合意管轄裁判所）第三十八条

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社が指定する裁判所とします。

付則：第二十九条（保険及び補償）について

当社がレンタカーに付いて締結した損害保険契約内容には、通常通り自損事故は含まれません。
自損事故を起こした場合の修理代は全額 借受人又は運転者が賠償責任を負う事になります。
万一、自損事故を起こした場合、修理代の負担方法に付いてはお互いに相談の上決定しますが全額のお支払に時間が掛かる（修理期間概ね10日以上）と 判断した場合追加営業保証金（日額/2,100円×完済するまでの期間）を別途請求しと運転免許証を一時お預かりする場合もあります。支払いに付いて工場と借受人または運転者の双方にて合意があればこの限りでは有りません。
　付則作成日：令和５年８月